

## 中山町災害互助会費の納入について

中山町災害互助会では、各地区区長に平成28年度分会費の納入を依頼していますので、各家庭等を訪問の際にはご協力よろしくお願ひします。

- ◆互助会費 1戸当たり200円（生活保護世帯は免除）
- ◆納入期限 3月25日（金）まで
- ◆制度概要

目的	町内の家屋が火災にあい損害を受けたときに見舞金を支給し、合わせて災害見舞等の廃止を促し、生活の簡素化を進めます
組織	町内に居住する全世帯と中山町災害互助会の趣旨に賛同するものをもって組織
期間	4月1日～翌年3月31日までの1年間
見舞金額	住宅が全焼の場合・・・最高額50万円 倉庫、作業所等が全焼の場合・・・最高額20万円 ※部分的な被害の場合には、その程度により額を決定します。
加入基準の例示	①同一世帯で一戸建ての普通住宅・・・1戸の加入 ②世帯分離している一戸建ての普通住宅・・・1戸の加入 ③同一敷地内に普通住宅と作業小屋・・・1戸の加入 ④同一敷地内に名義が異なる複数の普通住宅・・・名義人毎に加入 ⑤敷地を別にしている普通住宅・・・それぞれ加入 ⑥町民が町内に所有し、夜間・日曜祝祭日等に無人となる事業所（工場・事務所）・・・それぞれ加入 ⑦借家・アパートの住人・・・世帯毎に加入 ※アパート等の経営者は、加入不可

※お問い合わせ先 総務企画課情報防災G ☎662-4899

## 多くの募金 ありがとうございます

社会福祉関係の募金等に昨年も町民の皆様からたくさんのご協力をいただきありがとうございました。

- 社会福祉協議会一般会費 2,346,400円（3,352世帯協力）  
法人運営や各種福祉事業（老人福祉、障がい者福祉、福祉サービス等）
- 日本赤十字一般社費 2,330,500円（3,330世帯協力）  
山形県支部に全額送金し、国際援助、災害救護、赤十字ボランティア、救急法講習、献血事業等に活用しています。
- 赤い羽根共同募金 総額1,370,720円
  - ◆一般募金 1,338,600円（3,346世帯協力）
  - ◆長崎小学校児童会 31,875円 ◆健康と福祉のフェスティバル 245円
 県の共同募金会へ全額送金し、このうち714,000円を県内の福祉施設の整備等に、残りの656,720円は翌年度中山町社会福祉協議会に還付され、単身高齢者のつどい、友愛訪問、障がい者サロン、ボランティア活動育成事業等の地域の福祉活動事業に充てることとなります。
- 歳末たすけあい募金 総額1,129,816円
  - ◆一般募金 1,007,800円（3,357世帯協力）
  - ◆篤志募金 122,016円（内訳 渡辺富士雄様30,000円、豊田小学校児童会様16,519円、中山ライオンズクラブ様20,000円、山形銀行経済懇話会様20,000円、中山中学校生徒会様24,450円、中山ロータリークラブ様10,000円、中山町歴史民俗資料館悲母観音様1,022円、利息25円）
 歳末たすけあい募金は社会福祉協議会理事会（配分委員会）で決定された町内の要支援世帯、母子世帯・父子世帯（18歳以下の子どもがいる世帯）、在宅心身障がい（児）者、在宅長期療養者、町内入所施設等へ民生委員・児童委員をとおして贈りました。

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2673  
社会福祉協議会 ☎662-4361

## 雇用促進助成金の交付申請受付

平成27年度中山町雇用促進助成金の交付申請を受付けます。

中山町民の雇用創出と人材育成を支援するため、町では町民を新たに正規の従業員として雇う事業所に助成金を交付します。

助成対象者	中山町内に住所を有する者（雇用された日から30日以内に町内に住所を移した場合も対象とします。）を正規の従業員として雇用した事業所を助成対象とします。 その事業所が非正規で雇用していた従業員を正規雇用した場合も対象としますが、他事業所からの転職（従前の事業所と現在の事業所で、ともに正規の従業員として雇用され、かつ、その間失業状態を経ることがなかったもの）の場合は対象としません。 なお、助成金の交付を受けようとする事業所は、次の各号のいずれにも該当する必要があります。 (1)採用した従業員の就業場所が町内であること。ただし、本社が町内にある事業所であれば、就業場所が町外であっても構いません。 (2)交付を申請する年度およびその前年度に、従業員を解雇および内定取消をしていないこと。 (3)採用した従業員が、事業主または取締役もしくは監査役の2親等以内の親族でないこと。 (4)労働保険および社会保険の法令を遵守していること。 (5)町税を滞納していないこと。
助成金額	助成金の交付額は、従業員1人当たり200,000円、1事業所当たり従業員3人分までとし、予算の範囲内で助成金を交付します。
交付要件	助成金の交付は、申請者が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に6か月以上雇用した場合とします。
申請手続	①交付申請兼実績報告 雇用・就労開始からの6か月経過後に、町あてに交付申請書兼実績報告書等関係書類を提出してください。 ②交付決定兼交付額の確定 町において申請内容を審査し、適合すると認めるときは、速やかにその決定内容を申請者に通知します。 ③助成金交付 交付決定後に町あてに請求書を提出していただき、助成金をお支払いいたします。
注意事項	①同一の採用した従業員を対象とする申請は1回を限度とします。 ②平成28年3月15日以降に6か月以上雇用となる案件の場合は、事前に下記担当者に御連絡ください。
様式等	①中山町公式ホームページからダウンロードしてください。 ②中山町産業振興課（役場2階）で配付いたします。

※お問い合わせ先 産業振興課産業振興G（雇用促進助成担当） ☎662-2114

## 正しい操作で安全な除雪を！ 屋根の雪下ろし作業は万全な準備を！

除雪機による事故が多発しています。

除雪機を使う際次の点にご注意ください。

- 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- 発進時は転倒したり、挟まれたりしないよう、足元や後方の障害物には十分注意しましょう。
- 除雪作業中は、雪を飛ばす方向や、車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
- 屋根の雪下ろし作業注意点は町ホームページ (<http://www.town.nakayama.yamagata.jp>) に掲載しています。

※お問い合わせ先 総務企画課情報防災G ☎662-4899